

経営方針

経営理念

当会は、JAグループの基本的な価値・役割を定めた「JA綱領」を踏まえ設定した次の経営理念に基づき、農業専門金融機関として、かつ、地域金融機関として、組合員・利用者、地域の皆さまに支持されるJAバンクを目指し事業に取り組んでいます。

基本的使命

農業と地域の未来を創る

協同の理念のもと、人とのつながりや自然環境を重視した健全経営を行い、「食」「農」「地域」への貢献を通じ、持続可能な社会を実現する。

ありたい姿

- ▶ 私たちは、農業専門金融機関として、あらゆる取り組みを通じ、農業を支える人々とともに、農業基盤を維持・振興します。
- ▶ 私たちは、地域金融機関として、その時代に合わせた多様な価値の提供により、人々のより豊かな生活と地域社会の活性化を実現します。
- ▶ 私たちは、自由な発想と創意工夫により、常に成長を続けるとともに、ゆとりや働きがいのある魅力に富んだ職場をつくります。

■ サステナブル経営の考え方

上記の経営理念を踏まえ、当会は以下の4点を経営上の重要課題（マテリアリティ）と定義し、経済・社会・環境を意識した持続可能な経営を実践しています。

①農業基盤の維持・振興②地域社会の活性化③自然環境の保全④ゆとりや働きがいのある職場づくり

また、これらの考え方は国際連合が提唱する持続可能な開発目標（SDGs）との親和性が高く、当会はSDGsに賛同したうえで、その取組方針や取組内容を「SDGs取組宣言」としてまとめ、発信しています（内容は当会ホームページを参照ください）。

<https://www.jakanagawa.gr.jp/sin/sustainability/management.html>



SDGs17のゴール



■ 中期経営計画

大きく変動する環境下においても基本的使命である「農業と地域の未来を創る」を達成し続けるため、令和7年度から令和9年度にかけて取り組む中期経営計画を策定し、この達成に向けた取り組みを進めています。

当計画では、ステークホルダーに対し提供すべき価値（「課題解決型機能還元」「持続安定型収益還元」「農業・地域活性化への貢献」）やそのための経営基盤強化策（「適切な意思決定の仕組みや権限体系の整備」「職員のマインド・スキル両面の継続的な向上」「デジタル

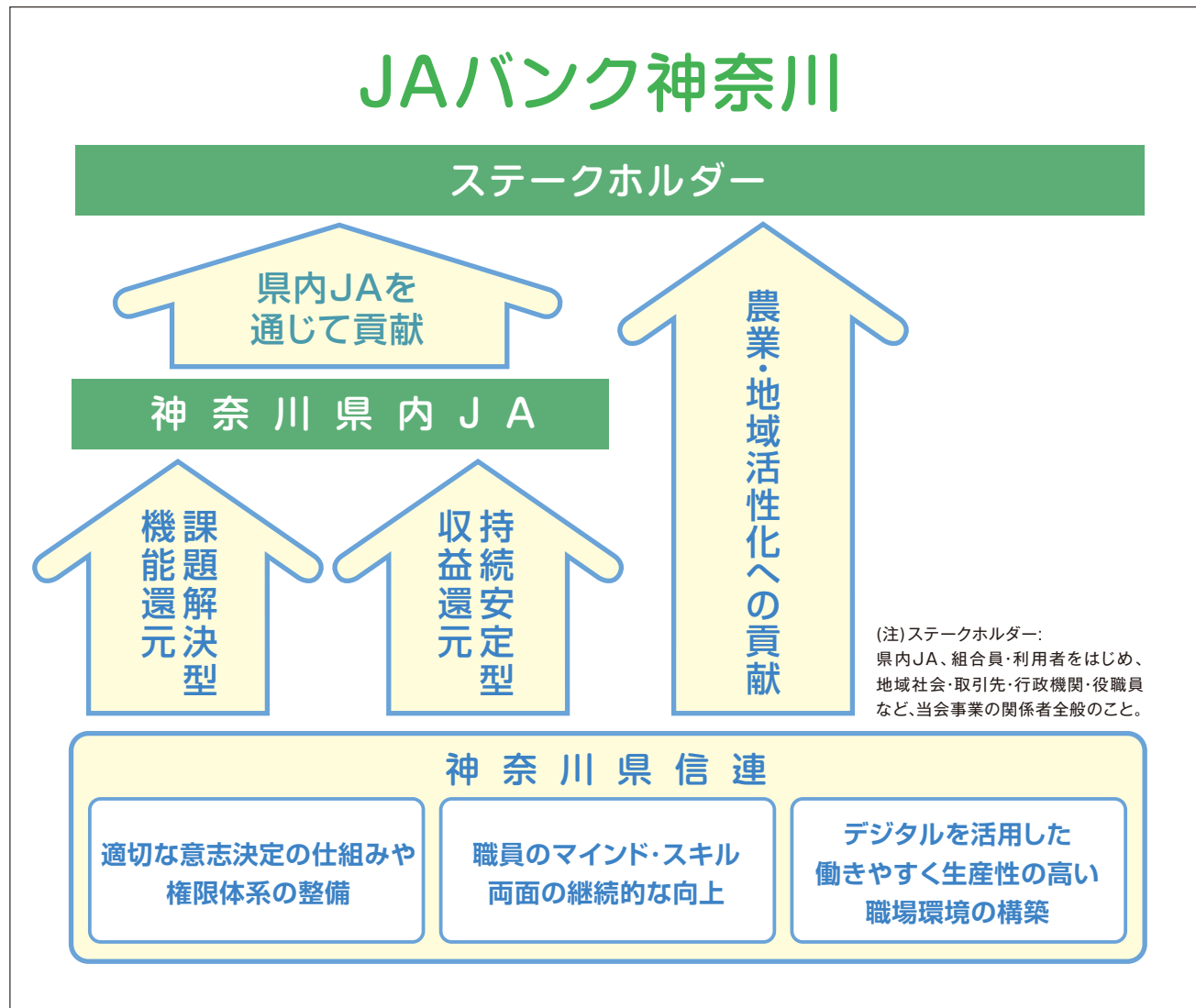
技術を活用した働きやすく生産性の高い職場環境の構築」）を定義しつつ、5つの基本戦略を設定しています。当計画に基づき、全役職員がステークホルダーに寄り添った事業を展開し、農業そして地域に貢献してまいります。

中期経営計画の詳細については、当会のホームページ（神奈川県信連について）をご覧ください。



https://www.jakanagawa.gr.jp/sin/about_us/tyuki.html

中期経営計画（令和7～令和9年度）イメージ図



	5つの戦略	目指す姿
提供すべき価値	1 機能還元戦略	●JAが経営戦略として重点的に取り組む事項を把握し、各事業戦略を提案・サポートできる体制が整備できている
	2 農業・地域活性化戦略	●金融・非金融を問わず、農業融資・アグリコンサル・ビジネスマッチング等、農業の活性化に資する総合的なソリューションを提供できている ●地域への直接的な貢献に資する取り組みを模索し、新たな取り組みを展開できている
	3 収益還元戦略	●環境に応じた適切な調達戦略の策定や機動的な収支・リスクシミュレーションとこれを踏まえた適切な資金投下により、JAへの持続的な収益還元を実現できている
強化経営基盤	4 組織・人事戦略	●適切な意思決定の仕組みや権限体系の整備、職員のマインド・スキル両面の継続的な向上により、高度・複雑化する業務へ対応できている
	5 デジタル化戦略	●いつでも・どこでも・快適な業務環境が整備されるとともに、本会役職員のITリテラシーの向上が図られている

業績

経営

業務

組織

フ
ァ
イ
タ
ル

索引

社会的責任・地域貢献活動への取り組み

農業専門・地域金融機関として

■農業・地域に対する取り組み

当会は、神奈川県内JA等が会員となって、お互いに助け合い、発展していくことを共通の理念とする相互扶助型の農業専門金融機関であり、また、JAの組合員・利用者の繁栄と地域社会の発展に資するための地域金融機関です。そうした特性のもと、前述の経営上

の重要課題（マテリアリティ）も踏まえて、様々な取り組みを実践しています。当会の具体的な取り組み内容については、当会ホームページを参照願います。



<https://www.jakanagawa.gr.jp/sin/sustainability/index.html>

■地域からの資金調達の状況

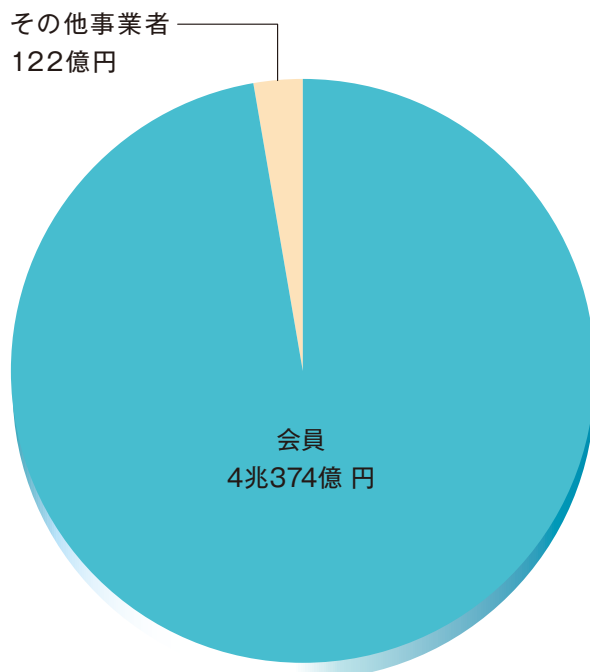
当会の令和8年3月末の貯金残高は4兆497億円となっており、うち4兆374億円は神奈川県内JA等の会員からお預りしています。

また、JAバンク神奈川(当会ならびに県内12JAの信用事業部門の総称)では組合員・利用者の皆さまの計画的な資産づくりをお手伝いさせていただくため、目的に応じた各種貯金や国債、投資信託等の取り扱いをしています。

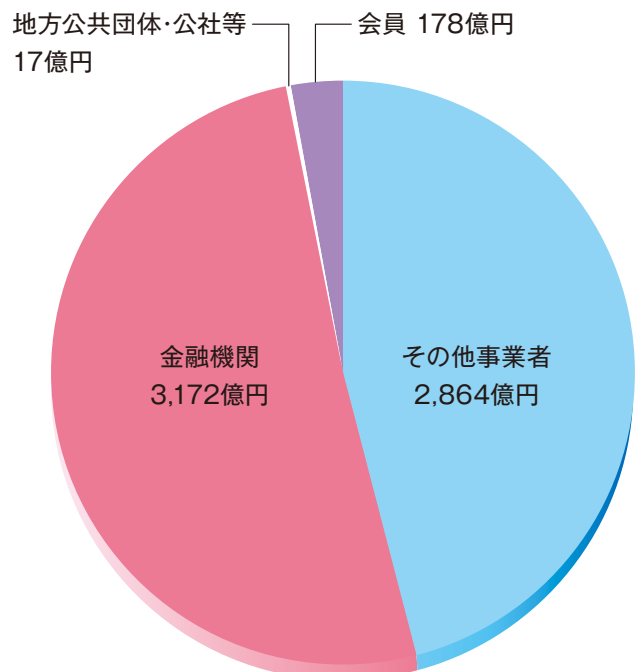
■農業・地域への資金供給の状況

当会の令和8年3月末の貸出金残高は6,232億円となりました。このうち、農業関連貸出金としては、プロパー資金のほか、日本政策金融公庫資金等の取り扱いをしています。

また、JA組合員の資産活用には賃貸住宅向け資金等の取り扱いをするとともに、地方公共団体や県内企業等のお取引先の皆さまには、各種使途に応じた資金の取り扱いをしています。



貯金 / 4兆497億円



貸出金 / 6,232億円

■お客さま本位の業務運営に関する取組方針

当会は、金融庁が公表する「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択し、「お客さま本位の業務運営に関する取組方針」を制定・公表いたしました。

お客さまが「人生100年時代」において安心して豊かな生活を送るため、県内の地域特性を踏まえ、当会は県

内JAの信用事業をサポートする県域組織としての役割を果たし、県内JAと連携してお客さま本位の業務運営に努めてまいります。

(公表内容は、当会ホームページを参照願います。)



https://www.jakanagawa.gr.jp/sin/customer-oriented_business_operation.html

業績

経営

業務

組織

フ
ァ
イ
タ
ル

索引

農業振興にかかる取り組み

■多様な農業資金ニーズへの的確な対応・支援

県内農業法人等の農業者を訪問し、農業に関する様々なニーズの把握に努め、農業融資を実行しています。

また、農業融資に留まらず、農業法人と販売業者等と

のマッチングをコーディネートし、県内農業法人等の販路拡大にも努めています。

農業者等の経営支援に関する態勢整備の状況

当会では、農業事業者や中小事業者のお客さまに対する経営相談、経営改善支援等を適切に行うため、以下の態勢を整備しています。

①金融円滑化対応部署を中心に、お借入条件の変更等を行ったお客さまの経営状況や、経営改善計画の進捗状況を継続的に把握し、必要に応じて経営改善または再生のための助言を行う等、お客さまへの支援について真摯に取り組めます。

②経営相談、経営改善・再生のための支援能力向上のため、当会職員およびJAグループ職員に対し、必要な研修・指導を行っています。

③農業者の経営支援については、外部機関(日本政策金融公庫等)との連携を行っているほか、農業者の資金ニーズに応えるべくJAバンク神奈川一体となった資金提供を行っています。

④経営者保証に関するガイドラインに対しては、内部規程等を定めガイドラインに則した対応を行っています。

金融円滑化にかかる基本方針の概要

1	当会は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。
2	当会は、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取り組みをご支援できるよう努めます。また、役職員に対する研修等により、上記取り組みの対応能力の向上に努めます。
3	当会は、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めます。また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。
4	当会は、お客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談および苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めます。
5	当会は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みについて、関係する他の金融機関等(政府系金融機関、農業信用基金協会等を含む。)との緊密な連携を図るよう努めます。また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客さまの同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。
6	当会は、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、必要な体制を整備しています。

リスク管理

金融機関経営は自らの責任により業務の健全性と適切性を確保していくことが必要であり、そのためには、役員自らが内在する各種リスクの特性を十分に理解し、必要な資源配分を行い、有効な内部管理態勢を整備していくことが不可欠であります。また、金融機関経営には、単にリスクを最小化するだけではなく、適切なリスク管理を行いながら必要なリスクをとり、収益向上に結びつけていくことも必要であります。

当会では、従来から金融機関にとって自己責任原則に基づく適切なリスク管理こそが、経営の健全性を確保する最大のポイントのひとつであると認識し、リスク管理態勢の強化・拡充に取り組んでいます。また、リスク管理の取り組みは、その時々経営戦略や保有するリスクの種類・特性に応じて、管理方法やそのための体制整備の見直しが必要であると認識しており、今後とも継続的な見直しを行ってまいります。

リスク管理の方針・体制等全般

■リスク管理の方針

「リスクマネジメント基本方針」において、リスク管理の方針、対象リスクの種類、リスク管理の枠組み等を定め、「リスクマネジメント規程」ほか内部規程でリスク管理態勢や管理方法の具体的な内容について定めています。

このような考えのもと、保有するリスクを一定の前提のもとに金額に換算して、経営に与える影響を測定し経営体力の範囲に収まっているかモニタリングを行っています。

当会は、リスク管理の高度化の取り組みに合わせてリスクとリターンのバランスの取れた経営管理が実践できるよう統合的リスク管理を志向し、その中心的な役割を果たすものとして、経済資本管理を導入しています。経済資本管理では、「収益」と予測される「リスク量」、そのリスク量の許容限度である「資本」の3つのバランスを保ち、全体としてリスク量を十分カバーできる資本を確保しつつ、効率的な運用により収益の向上を図るよう努めています。

■対象リスクの種類

信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスク（事務リスク、法務リスク、システムリスク、情報漏洩等リスクほか）を主に管理しています。

リスク種類		内 容
信用リスク		●信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフバランス資産を含む）の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスク
市場リスク		●金利、有価証券等の価格、為替等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により保有する資産・負債（オフバランス資産・負債を含む）の価値が変動し損失を被るリスク
流動性リスク		●財務内容の悪化等により必要な資金が確保できなくなり、資金繰りがつかなくなる場合や、資金の確保に通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク） ●市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）
オペレーショナル・リスク	事務リスク	●業務の過程または役職員の活動が不適切であることにより損失が発生するリスクであり、具体的には、事務処理を手続に定められたとおりに行うことを怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスク ●実務規定の整備が不十分あるいは規定する業務プロセス自体に不備があり、適切な処理が行われないリスク
	法務リスク	●経営判断や個別業務の執行において、法令違反や不適切な契約締結等に起因し、損失が発生したり、取引上のトラブルが発生するリスク
	システムリスク	●コンピュータシステムのダウン、誤作動、システム不備等に伴い損失を被るリスク ●コンピュータやコンピュータネットワークが不正に使用されることにより損失を被るリスク
	情報漏洩等リスク	●セキュリティ・ポリシーが遵守されずに、情報が漏洩することに伴うリスク

■リスク管理の体制

経営管理委員会で決定する「リスクマネジメント基本方針」に基づき、理事会が経営戦略やリスクの種類・特性に応じて、必要なリスク管理態勢の整備を行っています。このため、リスク管理担当理事を定め、諸リスクの統括部署であるリスク統括部が、統合的リスク管理の実践に向けた具体的な取り組みを進めています。

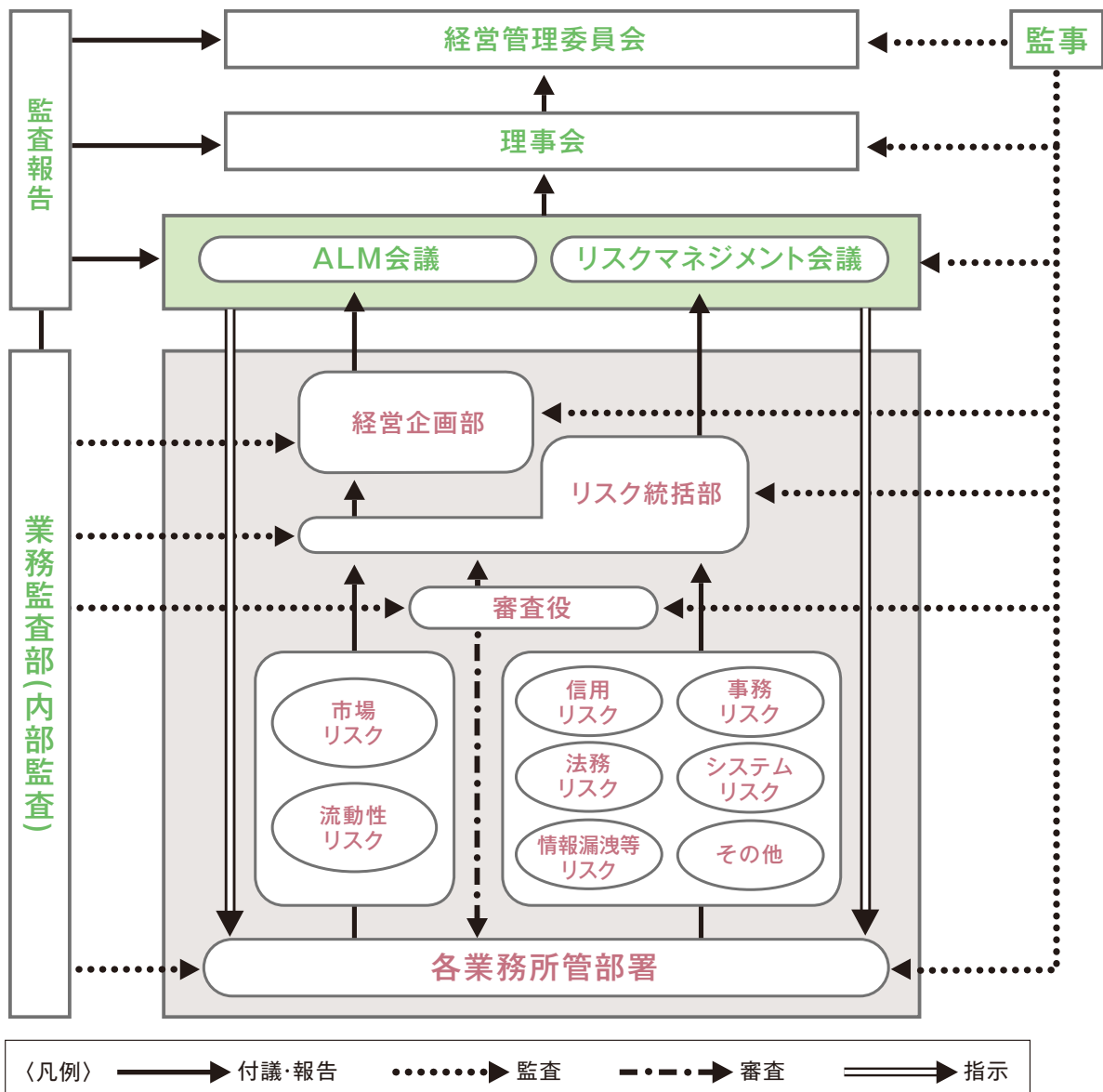
リスク管理の枠組みのなかで、リスク統括部は審査役のほか関係部署と連携のうえ、内在する各種リスクを適切に把握し、各業務所管部署からのリスク情報を集中することで統合的リスク管理を行い、経営判断に必要な情報は理事等に報告し、これによりリスクに関する認識の

共有化を図っています。

さらに、信用リスクや市場リスクをはじめ、その他のリスクにかかる重要事項の報告・協議は「リスクマネジメント会議」で、諸リスクを踏まえた運用方針の協議・決定は「ALM会議」で行い、協議・決定事項に基づきリスク管理や資金運用を行っており、その内容を経営管理委員会や理事会に報告しています。

また、日常業務のなかでは各業務所管部署で内部牽制機能を発揮するとともに、リスク管理態勢全般について業務監査部がその適切性の検証を実施しています。

リスク管理体制



信用リスク管理

■信用リスク管理の方針

与信取引にかかるリスク管理の方針は、良質な貸出等運用資産の積上げを基本とし、業種・大口集中等に配慮し、リスクを分散しながら収益向上を図ります。

■クレジットポリシー

クレジットポリシーは、与信業務の基本原則等を定めたものであり、与信業務における役職員の行動規範として位置づけています。

クレジットポリシー【与信の基本原則】の概要

1	合法性の原則	農業協同組合法はもちろんのこと、あらゆる法令やルールを厳守し、社会的規範にもとることなく、誠実かつ公正であること。
2	公共性の原則	公共の利益と地域経済の発展に寄与するものであること。
3	安全性の原則	確実な回収を確保するため、与信先の返済能力を確認し、かつ担保・保証による補完に留意すること。
4	収益性の原則	この会の健全経営を保持するため、適正な収益を確保できるものであること。
5	成長性の原則	与信先の成長に寄与するとともに、この会の自らの成長にも貢献するものであること。
6	流動性の原則	固定化を避けるために長期与信は分割弁済を基本とする。一括返済のような長期間にわたり返済が行われない場合は、その妥当性に留意すること。

■信用リスク管理の体制

審査役は、食農営業部または資金証券部等で取り扱う融資・市場関連・オフバランス等与信関連取引について、個々の取引先の経営内容、業界動向、大口与信集中排除や担保等の観点から厳格な審査を行っています。また、資産の二次査定、内部信用格付、および不良債権の処理方針の審査・意見機関としても機能しています。

所管部署からは、与信取引に関連する情報がリスク統括部に伝達されます。このうち自己査定、その結果に基づく償却・引当、不良債権の処理方針等、重要な事項は「リスクマネジメント会議」で協議・決定のうえ、経営管理委員

会、理事会に報告し、全ての経営管理委員、理事が信用リスクを認識・把握できる体制にしています。

当会では、融資審査と自己査定事務の効率化および融資データベースの構築等、信用リスク管理強化を目的に総合融資審査支援システム(融資審査支援・自己査定システム)を導入しています。

リスク統括部は、貸出金ポートフォリオの状況を把握するとともに、貸出金や有価証券等の信用リスクの計量化を実施しています。

■信用リスク管理の手法

信用リスクに対しては、リスクアセットに対する規制自己資本の十分性を確認するとともに、与信限度額の設定による大口与信集中や業種別与信集中のモニタリング、貸出金ポートフォリオの状況把握、自己査定による個別の与信リスクの把握、日常的な与信取引審査による内部牽制の発揮等を行っています。

貸出金や有価証券等の信用リスクについては、モンテカルロシミュレーション法によるVaR（バリュー・アット・リスク）※等を計測し、市場リスクやオペレーショナル・リスクとあわせて経済資本管理の中で管理しています。
※詳細は次項参照

■内部信用格付

「内部信用格付」とは、債務者の信用リスクの程度に応じた格付をいい、信用リスク管理のために不可欠なものであるとともに、正確な自己査定および適正な償却・引当の基礎となるものです。

当会では、内部信用格付に基づく与信限度額の設定と貸出等債権の自己査定を実施しており、内部信用格付の管理状況等は、「リスクマネジメント会議」に報告しています。

市場リスク管理

■市場リスク管理の方針

市場リスクは、当会にとって極めて重要な収益源であり、主体的なリスクテイクにより、効率的な市場ポートフォリオ（市場性信用リスク資産を含む）を構築し、安定的な収益の確保を目指しています。

リスクテイクにあたっては、市場ポートフォリオのリスク量、各資産のリスク・リターン、各資産間の相関等を踏まえ、市場ポートフォリオ全体のリスクバランスに配慮した分散投資を基本とし、財務の状況、市場環境等に応じて、機動的に資産の入替等を行っています。

用語解説

VaR

バリュー・アット・リスクとは

現在のポートフォリオ（資産）を一定期間保有した場合に、現在からの最大損失額（最大時価下落幅）を過去の市場変動等から統計的に算出した額。

観測期間1年、保有期間1年、信頼水準99%のVaRが10億円である場合

これは、過去1年間の市場変動から、今後1年以内に損失（時価下落）が10億円以内に収まる確率は99%であることを意味する。逆に、今後1年以内に損失（時価下落）が10億円を超える確率は1%と言い換えられる。VaRは、各資産の残高の変化やリスク要素（金利、デフォルト率）の変動により増減する。異なる資産のリスクを統合的に捉えることができ、自己資本と比較し易いため、リスク管理手法の1つとして広く認知されている。

■VaRの計測手法

手 法	
分散共分散法	対象資産の変動が正規分布に従うと仮定し、標準偏差と資産間の相関からリスク量を計算する方法。
モンテカルロシミュレーション法	確率モデルを想定した対象資産の変動シミュレーションにより、リスク量を測定する方法。対象資産の変動を正規分布だけでなく、様々に想定できる。
ヒストリカルシミュレーション法	過去に起きた変動が将来も同じように発生すると見込んで、過去の変動を踏まえたリスク量を測定する方法。

3 リスク管理

■市場リスク管理の体制

市場リスクについては、金利リスク、価格変動リスク、為替リスクを主なものとして認識しており、これらのリスクは、有価証券、貸出金、それに貯金等を含めた全体ALMで管理しています。毎月の「ALM会議」では、当面の金融経済見通しを分析・検討のうえ、市場リスク・流動性リスクに配慮しながら運用方針を協議・決定しています。

■市場リスク管理の手法

市場リスクは、金利感応資産・負債全体の金利リスクの計測(再評価法)のほか、①保有する有価証券等の金利・価格・為替変動リスクのVaRの計測(ヒストリカルシミュレーション法等)、②ストレステストの実施による有価証券時価変動額の把握、③限度額の設定による株式等価格変動リスクを負う商品の損失額(評価損益含む)のモニタリング、④有価証券ポートフォリオの状況把握、⑤金利変動に伴う収支シミュレーションによる損益状況把握、⑥マクロ経済分析、市場分析等をもとにした経済・金融見通し等を総合的に勘案し、市場ポートフォリオ全体のリスクの継続的な把握等を通して適切なリスク管

理を行っています。資金証券部等取引執行部門は、決定した運用方針に基づき取引を実行します。リスク統括部では有価証券等全体のVaRを計測してリスク量のモニタリングをしています。運用結果は四半期毎に経営管理委員会、理事会に報告し、全ての経営管理委員、理事が運用状況を認識・把握できる体制にしています。

理を行っています。

リスク統括部では、統括部署として市場動向のモニタリングを行うほか、必要に応じて運用等の判断に資する提言も行っています。また、新たな商品のリスク情報の収集・分析や、リスク計量化手法の高度化に向けた研究も継続して実施しています。

当会は、リスクが顕在化した場合等に備え、十分な自己資本を確保している一方で、今後も有価証券の運用を安定的に継続するためには、リスク管理の一層の高度化を図り、一定の範囲にリスクをコントロールすることが必要と考えています。

再評価法とは

金利感応資産・負債の将来キャッシュ・フローの割引現在価値と想定する金利ショックを勘案した後の割引現在価値の差を金利リスク量として計算する方法。

用語解説

ストレステストとは

VaRは過去の一定期間の市場データに基づき将来のリスク量を計測するものであるが、金融市場では時として、数十年に一度の通常では考えられないような大幅な変動が起こることがあり、この不測の事態が生じた場合を想定してリスク量を測定し、予め損失の回避策等をシミュレーションしておくリスク管理手法。

その他のリスク管理

■流動性リスク管理の方針

運用・調達全体の資金繰り管理を徹底するほか、農林中央金庫への預け金と有価証券運用等に必要な資金量を確保するなど、適切な資金流動性を保持します。また、

資金調達状況により流動性リスクが顕在化した場合に備えて「危機管理規程」に基づき事前の対策を行っています。

■オペレーショナル・リスク管理の方針

取引に内在するリスクを把握し、継続的に管理していくことで健全かつ適切な業務運営を図り、リスクが顕在化することを未然に防止します。リスクが顕在化した場

合には速やかに復旧に努め、再発防止策を講じるなど適切な対応を図ります。

■事務・法務・システムリスク管理の体制

事務リスク、法務リスク、システムリスク等については、当該リスクに応じた予防的措置を講じることで、適切なリスク管理を行っています。特に経営に重要な影響を与

えるリスクが内在する場合、または発生するおそれがある場合は、適時適切に「リスクマネジメント会議」で協議・検討を行っています。

■情報漏洩等リスク管理の体制

情報資産は金融機関にとって重要な経営資源ですが、様々な脅威にさらされており、実際に漏洩等が発生した場合、重要性の度合いによっては経営に重大な影響を及ぼすおそれがあります。したがって、情報資産の安全性を確保するため、セキュリティに関する態勢整備に努めることは経営上の重要事項と位置づけています。

特に個人情報保護法により、企業の個人情報の取り扱いに対する法的責任が定められており、情報管理の厳格化が制度上も求められています。

このため、情報資産を適切に保護することを目的としたセキュリティ態勢を構築しています。具体的な安全対策として役職員への情報セキュリティ教育のほか、ファイルの暗号化、操作履歴保存、印刷制御、外部記録媒体の使用制限、電子メール送信時の事前承認システムの導入および送受信可能な拡張子の制限などを行っています。今後もセキュリティ水準の向上に必要な諸施策を実施します。

内部監査の体制

リスク管理態勢を含む内部管理態勢の適切性・有効性を確保するため、被監査部署から完全に独立した部署として業務監査部を設け、経験を踏まえた人員配置と人材育成により、内部監査体制の充実を図っています。

監査手法として、従来の事務処理の堅確性を確保する準拠性監査に加え、リスクベース監査を取り入れ、更に当会内外による品質評価を実施して内部監査の高度

化を図っています。また、子会社に対する内部監査も業務監査部が実施しています。

内部監査の結果は、経営管理委員会、理事会、「コンプライアンス会議」および「リスクマネジメント会議」に報告し、経営管理委員、理事をはじめ全ての役職員が内部管理態勢の現状を把握し、適正な業務運営がなされているか認識・把握できる体制となっています。

危機管理の体制

防犯・大規模災害等緊急事態発生時の体制を整備し、安定的な業務運営を図ることを目的に「危機管理規程」を策定しています。あわせて、緊急事態発生時における具体的実施事項を定めた「防犯対策要領」、「大規模災害対策要領」、「JAバンク業務継続要領」、「資金安定化対策要領」、「新型インフルエンザ等感染症対策要領」等を策定し、体制等を明確にしています。

また、地震・火災・風水害等の自然災害による被災、電力・水道・交通網等の広域ライフライン障害およびオンラインセンター・通信回線の障害等、大規模災害時の事業継続に向け、JAグループ神奈川ビルを拠点とした取り組みを「大規模災害対策要領」・「大規模災害対策マニュアル」により明確にしています。

業績

経営

業務

組織

デジタル

索引

コンプライアンス

当会は、農業専門金融機関として、かつ、協同組織の地域金融機関として、組合員・利用者をはじめ地域の皆さまに支持されるJAバンクの信頼性の向上に取り組んでいます。

このため、これまで以上に厳格な自己規律に支えられた自己責任原則に基づき、業務の健全性と適切性の確保に努めるとともに、地域からの揺るぎない信頼を勝ち得ていくために、経営理念や行動規範を示すものとして「倫理憲章」を制定しています。このなかで、コンプライアンスを経営の最重要課題のひとつと位置づけ、体制の整備や推進活動等を行い、コンプライアンスの徹底を図っています。

コンプライアンス体制

コンプライアンス体制は、会議体として経営管理委員会、理事会、「コンプライアンス会議」、およびコンプライアンス統括部署としてリスク統括部を位置づけています。また、各部署にはコンプライアンス担当者を配置しています。

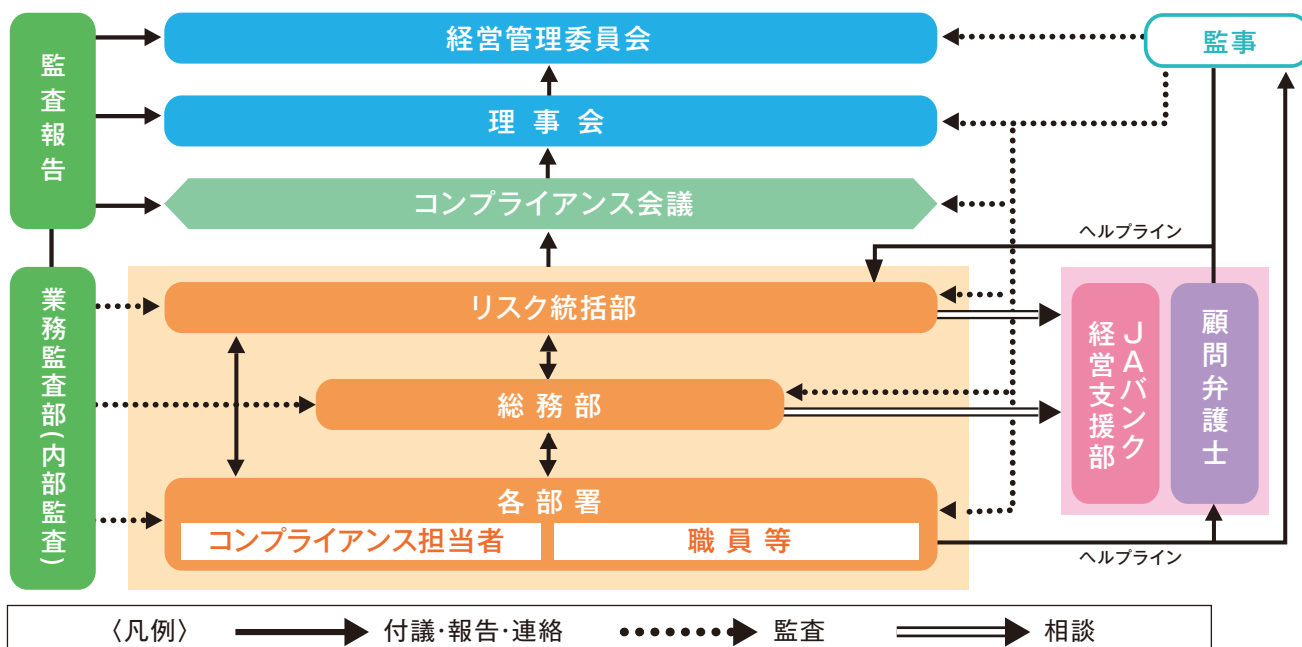
コンプライアンスに関する重要事項を審議する場として「コンプライアンス会議」を定期的開催しており、重要な法令等違反が発生した場合には、経営管理委員会・理事会に付議し、是正・改善措置を行う体制を構築しています。

リスク統括部は、「コンプライアンス会議」の事務局であるとともに、コンプライアンス体制に関する企画・推進などを担当し、コンプライアンスに関する諸施策を一元的に管理しています。

各部署のコンプライアンス担当者は、それぞれの部署で勉強会を実施するなど啓発活動を行うとともに、職員の相談やリスク統括部との連絡窓口の役割を果たしています（人事・労務に関するコンプライアンスは総務部と連携しています）。

また、監事監査・内部監査の事後チェックにより実効性を確保し、さらに、JAバンク経営支援部内の相談機能や顧問弁護士・税理士など専門家のサポート体制を構築しています。

■コンプライアンス体制



コンプライアンス活動

●コンプライアンスを実現するため、日常の業務を遂行していくうえで必要な法令上の基本的事項をまとめた「コンプライアンス・マニュアル」を作成し、会内に周知しています。また、「倫理憲章」および「金融商品の勧誘方針」をいつでも確認できる態勢を整えており、コンプライアンスの啓発や周知徹底を行っています。

●コンプライアンス体制整備や推進活動など、コンプライアンスに関する年間の実践計画を「コンプライアンス・プログラム」として定め、これに基づき各種集合研修会や勉強会などを通じて、より一層の浸透に取り組んでいます。

●コンプライアンスの観点から自浄作用を一層高めるため、職員等が組織内の法令違反や不正行為等の情報を経営者等へ伝えるヘルプラインを設置しています。通報窓口は会内(リスク統括部)・監事のほか、外部窓口として顧問弁護士があります。

倫理憲章

1	この会の基本的使命と社会的責任 この会の基本的使命と金融機関としての社会的責任の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じてそれらを果たしていくことで、地域社会に対する一層の揺るぎない信頼の確立を図る。
2	顧客本位で質の高い金融サービスの提供 県内JAがよりお客さま本位のサービス提供ができるよう支援することにより、お客さまのニーズに応えるとともに、市民生活や業務運営に脅威を与えるサイバー攻撃、自然災害等に備えたセキュリティレベルの向上や災害時の業務継続確保により質の高い金融サービスの提供を通じて、県内JA信用事業の事業本部的機能を十全に発揮し、「JAバンクシステム」の一員として地域社会の発展に寄与する。
3	法令等の厳格な遵守 関連する法令等を厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない、誠実かつ公正な業務運営を遂行する。
4	反社会的勢力等の排除、テロ等の脅威への対応 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力等に対しては、確固たる信念をもって、排除の姿勢を堅持する。また、国際社会がテロ等の脅威に直面しているなか、マネー・ロンダリング対策およびテロ資金供与対策の高度化に努める。
5	透明性の高い組織風土の構築 経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、会員農協の組合員・利用者をはじめ地域社会等とのコミュニケーションの充実を図り、良好な関係維持に努めつつ、透明性の高い組織風土を構築する。
6	職員の人権の尊重等 職員等の人権、個性を尊重するとともに、健康と安全に配慮した働きやすい環境を確保する。
7	環境問題への取り組み 資源の効率的な利用や廃棄物の削減を実践するとともに、環境保全に寄与する金融サービスを提供するなど、環境問題に取り組む。
8	持続可能な社会貢献活動への取り組み この会が社会の中においてこそ存続・発展し得る存在であることを自覚し、社会の一員として、地域社会等と連携し、すべての人々の人権を尊重しつつ環境問題等の社会的課題への対応に努め、社会と共に歩む「企業市民」として、持続可能な社会貢献活動に取り組む。

業績

経営

業務

組織

フ
デ
ア
イ
タ
ル

索引

金融商品の勧誘方針

当会は、金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、お客さまに対して適正な勧誘を行います。

1	お客さまの資産運用の目的、知識、経験および財産の状況を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2	お客さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3	不確実な事項について断定的な判断を示したり、確実であると誤認させるおそれのあることを告げるなど、お客さまの誤解を招くような説明は行いません。
4	電話や訪問による勧誘は、お客さまのご都合に合わせて行うよう努めます。
5	お客さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
6	販売・勧誘に関するお客さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

利用者保護に関する取り組み

組合員・利用者の皆さまの保護および業務の健全性、適切性の観点から、組合員・利用者に対して、取引に関する説明や相談・苦情等への対処を適切に行っています。また、組合員・利用者の利益が不当に害されることのないよう利益相反回避のための措置をとっています。あわせて組合員・利用者に関する情報についても適切に保護・利用等を行っています。

■管理体制

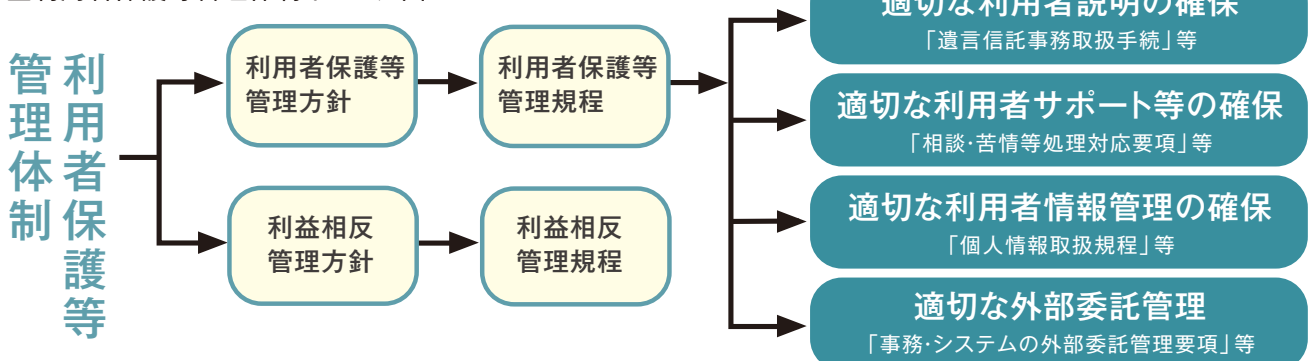
組合員・利用者の皆さまの保護と利便性の向上にむけて「利用者保護等管理方針」を定めるとともに、組合員・利用者の利益を不当に害するような利益相反行為を行わないよう、利用者保護の一環として「利益相反管理方針」を定め、会内に周知しています。

また、利用者保護等管理および利益相反管理を体系的に行うため、「利用者保護等管理規程」および「利益相反管理規程」を制定しています。

これらに基づき、利用者保護等管理・利益相反管理全般に関する統括部署としてリスク統括部を位置づけています。また、利用者保護については各部署に管理責任者を配置しています。

利用者保護等管理・利益相反管理に関する業務が規程等に則り適正に遂行されているかどうかの検証は、業務監査部が行っています。

■利用者保護等管理体制イメージ図



利用者保護等管理方針の概要

1	利用者に対する取引または金融商品の説明（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの説明を含む。）および情報提供を適切にかつ十分に行います。
2	利用者からの相談・苦情等については、公正・迅速・誠実に対応（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの対応を含む。）し、利用者の理解と信頼が得られるよう適切かつ十分に対応します。
3	利用者に関する情報については、法令等に基づく適正かつ適法な手段による取得ならびに情報の紛失、漏洩および不正利用等の防止のための必要かつ適切な措置を講じます。
4	当社が行う事業を外部に委託するにあたっては、利用者情報の管理や利用者への対応が適切に行われるよう努めます。
5	当社との取引に伴い、当社の利用者の利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理のための態勢整備に努めます。

利益相反管理方針の概要

1	対象取引の範囲 本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」は、当社の行う信用事業関連業務または金融商品関連業務にかかるお客さまとの取引であって、お客さまの利益を不当に害するおそれのある取引をいいます。
2	利益相反のおそれのある取引の類型 「利益相反のおそれのある取引」の類型は、以下のとおりです。 (1) お客さまと当社の間の利益が相反する類型 (2) 当社の「お客さまと他のお客さま」との間の利益が相反する類型
3	利益相反の管理の方法 当社は、利益相反のおそれのある取引を特定した場合について、次に掲げる方法により当該お客さまの保護を適正に確保いたします。 (1) 対象取引を行う部門と当該お客さまとの取引を行う部門を分離する方法 (2) 対象取引または当該お客さまとの取引の条件もしくは方法を変更し、または中止する方法 (3) 対象取引に伴い、当該お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客さまに適切に開示する方法（ただし、当社が負う守秘義務に違反しない場合に限りです。） (4) その他対象取引を適切に管理するための方法
4	利益相反管理態勢 (1) 当社は、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理に関する当社全体の管理態勢を統括するための利益相反管理統括部署およびその統括者を定めています。この統括部署は、営業部門からの影響を受けないものとします。また、当社の役職員に対し、本方針および本方針を踏まえた内部規則等に関する研修を実施し、利益相反管理についての周知徹底に努めます。 (2) 利益相反管理統括者は、本方針にそって、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を実施するとともに、その有効性を定期的に適切に検証し、改善いたします。
5	利益相反管理態勢の検証等 当社は、本方針に基づく利益相反管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

業績

経営

業務

組織

フ
ァ
イ
タ
ル

索引

金融ADR(金融分野における裁判外紛争解決)制度への対応

当会では、組合員・利用者の皆さまに一層ご満足いただけるサービスを提供できるよう、相談・苦情等の申し出について、これを誠実に受け付け適切に対応するとともに、迅速な解決に努めています。また、会内において、相談・苦情等の情報を共有し、対応態勢の改善や苦情等の再発・未然防止策に活用しています。

また、相談・苦情等の申し出について、当会の対応に理解いただけない場合は、中立的な外部機関を利用して解決を図る体制をとっています。

① 苦情処理措置の概要

当会の苦情等
受付窓口

当会では、苦情処理措置として、業務運営体制等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等を解決します。

リスク統括部

■電話番号：045-680-3047 ■FAX：045-212-4591
■受付時間：午前9時～12時 午後1時～5時 月曜日～金曜日
(金融機関の休業日を除く)

② 紛争解決措置の概要

信用事業

当会では、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

JAバンク相談所

■電話番号：03-6837-1359
■受付時間：午前9時～午後5時 月曜日～金曜日
(金融機関の休業日を除く)

神奈川県弁護士会
紛争解決センター

■電話番号：045-211-7716
■受付時間：午前10時～12時 午後1時～5時 月曜日～金曜日
(祝日および年末年始・1月4日・1月5日を除く)

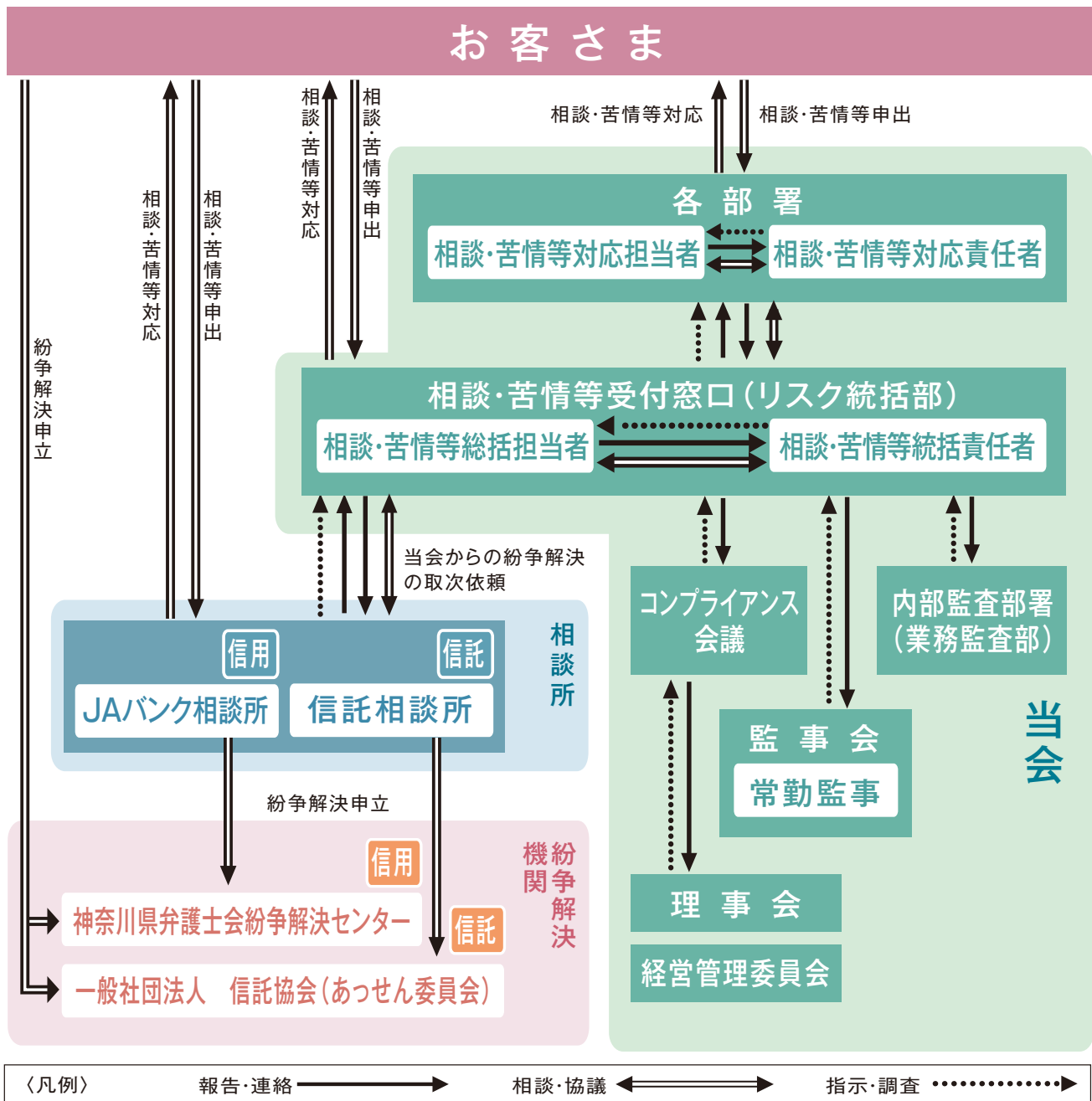
※ご利用手続の詳細は、当会のリスク統括部またはJAバンク相談所にお尋ねください。
※神奈川県弁護士会紛争解決センターに直接お申込みいただくことも可能です。

信託事業

一般社団法人信託協会
信託相談所(あっせん委員会)

■フリーダイヤル：0120-817-335
■携帯電話から：03-6206-3988
■受付時間：午前9時～午後5時15分 月曜日～金曜日
(金融機関の休業日を除く)

■相談・苦情等処理対応イメージ図



個人情報ならびに特定個人情報の保護に関する取り組み

「個人情報を利用者本人のもの」で「預かり資産」であるとの考えに基づき、常日頃から間違いのないように慎重に取り扱っています。

このような基本的な考え方を会内の役職員等に周知するとともに組合員・利用者の皆さまにもご理解いただくため、「個人情報保護方針」を公表しています。

また、リスク統括部の担当理事を個人情報保護統括管理者とし、その指示のもと個人情報保護に必要な内部管理態勢整備に努めています。

業績

経営

業務

組織

フ
デ
ア
イ
タ
ル

索引

個人情報保護方針の概要

1	関係法令等の遵守 この会は、お客さまの個人情報等を適正に取り扱うために、「個人情報の保護に関する法律」(以下「個人情報保護法」といいます。)および「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号法」といいます。)をはじめとする関係法令・ガイドライン等に加え、本保護方針に定めた事項およびこの会の諸規程を誠実に遵守します。
2	利用目的 この会は、お客さまの個人情報等の取り扱いにおいて利用目的をできる限り特定したうえで、お客さまの個人情報等を取得するにあたっては、その利用目的を通知、公表または明示するとともに、その利用目的の達成に必要な範囲内において、これを取り扱います。 なお、番号法における個人番号等の利用等、特定の個人情報等の利用目的が法令等に基づき別途限定されている場合には、当該利用目的以外での取り扱いはいたしません。 また、この会は、違法または不当な行為を助長し、または誘発するおそれがある方法による個人情報の利用はいたしません。この会の個人情報等の利用目的は、この会の店頭に掲示するとともに、ホームページ等に掲載しております。
3	適正取得 この会は、個人情報等を取得する際には、適正かつ適法な手段で取得いたします。
4	安全管理措置 この会は、取り扱う個人情報等を利用目的の範囲内で正確かつ最新の内容に保つよう努めるとともに、漏洩等を防止するため、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じ、従業員および委託先(再委託先等も含みます。)を適正に監督します。
5	第三者提供の制限 この会は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、予めお客さまの同意を得ることなく、個人情報を第三者(外国にある第三者を含みます。)に提供いたしません。 なお、個人番号等につきましては、番号法に限定的に明記された場合を除き、第三者に提供いたしません。
6	機微(センシティブ)情報の取り扱い この会は、お客さまの機微(センシティブ)情報(金融分野における個人情報保護に関するガイドラインで定める情報をいいます。)につきましては、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてお客さまの同意をいただいた場合などの同ガイドラインに掲げる場合を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。
7	仮名加工情報の取り扱い この会は、仮名加工情報(個人情報を個人情報の区分に応じて定められた措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように加工して得られる個人に関する情報をいいます。)の取り扱いにつきましては、関係法令・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。
8	匿名加工情報の取り扱い この会は、匿名加工情報(個人情報を個人情報の区分に応じて定められた措置を講じて特定の個人を識別することができないように加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元して特定の個人を再識別することができないようにしたものをいいます。)の取り扱いにつきましては、関係法令・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。
9	開示、訂正等・利用停止等 この会は、保有個人データにつき、法令に基づきお客さまからの開示、訂正等および利用停止等ならびに第三者提供の停止のお申し出につきましては、迅速かつ適切に応じます。 また、第三者提供記録につきましても、ご本人からの開示のお申し出につきましては、迅速かつ適切に応じます。
10	継続的改善 この会は、取り扱う個人情報等の保護のための取り組みを継続的に見直し、その改善に努めます。
11	苦情窓口 この会は、取り扱う個人情報等の取り扱いに関するお客さまからの苦情に対し誠実かつ迅速に対応します。 〒231-8806 神奈川県横浜市中区海岸通1-2-2 神奈川県信用農業協同組合連合会 リスク統括部 TEL 045-680-3047

マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等排除への対応

当会では、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策の金融サービス濫用の防止および、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力等との取引を排除するため、「マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針」を定め、公表しています。

また、基本対応や態勢等に関する「マネー・ローンダリング等への対応に関する要項」および「反社会的勢力等への対応に関する要項」を制定し、金融機関としての業務の適切性および健全性の確保に取り組んでいます。

マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針の概要

1	管理態勢等 当会は、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除の重要性を認識し、経営戦略における重要な課題の1つとして位置付け、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当会の特性に応じた態勢を整備します。 また、適切な措置を適時に実施できるよう、経営陣が管理態勢確立等について主導性を発揮し、フォワード・ルッキングなギャップ分析、組織横断的な対応の高度化、専門性や経験を踏まえた経営レベルでの戦略的な人員確保・教育・資源配分等を実施し、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除について周知徹底を図ります。
2	マネー・ローンダリング等の防止 当会は、実効的なマネー・ローンダリング等防止を実施するため、自らが直面しているリスクを国家公安委員会が公表している犯罪収益移転危険度調査書やその他ガイドラインを勘案し、適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。
3	反社会的勢力との決別 当会は、取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力による不当要求を拒絶します。
4	職員の安全確保 当会は、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力に対して、組織的な対応を行い、役職員の安全確保を最優先に行動します。
5	外部専門機関との連携 当会は、警察、財団法人暴力追放推進センター、弁護士など、反社会的勢力を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力と対決します。

法令に基づく開示債権等の状況

令和7年度決算における債権の状況は以下のとおりです。貸出金に対するこれらの債権の割合は、0.01%となっています。

■農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく保全状況

【令和7年度】

(単位:百万円)

区 分	債 権 額	保 全 額	担保・保証	
			担保・保証	引 当
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	35	35	0	34
危険債権	50	50	13	37
要管理債権	—	—	—	—
三月以上延滞債権	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	—	—	—	—
小 計 (A)	85	85	14	71
正常債権	624,328			
合 計 (B)	624,414			
(A) / (B)	0.01%			

【令和6年度】

(単位:百万円)

区 分	債 権 額	保 全 額	担保・保証	
			担保・保証	引 当
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	38	38	6	31
危険債権	49	49	14	34
要管理債権	—	—	—	—
三月以上延滞債権	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	—	—	—	—
小 計 (A)	88	88	21	66
正常債権	682,120			
合 計 (B)	682,208			
(A) / (B)	0.01%			

注:①破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

②危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

③要管理債権

農協法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。

④三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

⑤貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

⑥正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、①、②、④、⑤に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

■元本補填契約のある信託にかかる農協法に基づく開示債権の状況

該当する取引はありません。

■貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

【令和7年度】

(単位:百万円)

区 分	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他	
一般貸倒引当金	1,947	1,564	—	1,947	1,564
個別貸倒引当金	66	71	—	66	71
合 計	2,013	1,636	—	2,013	1,636

【令和6年度】

(単位:百万円)

区 分	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他	
一般貸倒引当金	2,405	1,947	—	2,405	1,947
個別貸倒引当金	93	66	21	71	66
合 計	2,498	2,013	21	2,476	2,013

■貸出金償却の額

(単位:百万円)

区 分	令和6年度	令和7年度
貸出金償却	—	47

注: ①貸出金償却の額は、直接償却額(部分直接償却額を含みます)を記載し、業種別の貸出金償却(56ページ)の合計と同じ金額となります。

②貸出金償却の額は個別貸倒引当金の目的使用による取崩額を相殺した数値です。